

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件

(防衛二四四)

○防衛省告示第二百四十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十三年十月七日次のとおり決定された。

平成二十三年十月十一日

防衛大臣 一川 保夫

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
六〇一七	ギンバル訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地…約三六、〇〇〇平方メートル
			公有	土地…約三六一、〇〇〇平方メートル
			民有	土地…約二〇五、〇〇〇平方メートル
			国有	建物…約二〇平方メートル

国有 工作物… 困障等

平成二十三年七月三十一日

◎一部返還

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

一〇七五 帯広駐屯地 帯広市 国有 建物…約一〇〇平方メートル

平成二十三年七月二十五日

三〇〇四 赤坂プレス・センタ 東京都港区 国有 土地…約四、七〇〇平方メートル

国有 工作物… 困障等

平成二十三年七月二十九日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三〇六七 横浜ノース・ドック 横浜市

国有 土地…約四〇〇平方メートル（工事期間

中）

国有 土地…約二〇〇平方メートル（工事完了

後）

国有 工作物…水道

日本製粉株式会社が水道管の敷設用地等
として共同使用する。

三〇九六 上瀬谷通信施設 横浜市

国有 土地…約一一、〇〇〇平方メートル（工

事期間中）

国有 土地…約八、二〇〇平方メートル（工事

完了後）

横浜市が都市計画道路用地として共同使
用する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

水域…約一八、七三五、〇〇〇平方メー

トル

国有
工作物…滑走路等

新明和工業株式会社が救難飛行艇の離着陸場等として共同使用する。

使用期間…平成二十三年十二月一日から

平成二十四年二月二十三日までのうち四

日間

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

土地…約三八、〇〇〇平方メートル

国土交通省大阪航空局が進入道路及び地盤改良工事のため共同使用する。

使用期間…民間航空施設の整備工事の完

了の日まで

六〇七六 陸軍貯油施設

うるま市

国有

土地…約四〇平方メートル

うるま市が水道管の敷設用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

三一八三 富士演習場

山梨県南都留郡忍野

国有

土地…約五七一、〇〇〇平方メートル

村、山中湖村

国有

建物…約四、五〇〇平方メートル

訓練施設等として追加提供する。

陸上自衛隊富士駐屯地の施設の一部を、

地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連
ある条項が適用される。

使用期間…平成二十三年十月十一日から
同月二十日までの間（仮設建物等を設置
する場合にあつては、その設置期間）

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

建物…約三九〇平方メートル

国有

工作物…水道等

郵便局等として追加提供する。

五〇二九 佐世保海軍施設

佐世保市

国有

土地…約八、〇〇〇平方メートル

運動施設等の用地として追加提供する。